●バスに乗る●

仙台市内には市バス、宮城交通バスなどが走っています。

バスの乗り方

a）





仙台のバスは、真ん中のドアから乗り、前から降ります。現金で支払うときには①のところから整理券を取ってください。icscaなどのICカード乗車券を使うときには、②の表示のところにタッチしてください。

b）

降りたいバス停の名前が聞こえたら、
バスの中についているボタンを押してください。



c）





運賃は降りるときに支払います。
現金で支払うときは、③に整理券を最初に入れてから、表示されている金額を入れてください。お金を両替したいときは、降りる前に④のところにお金を入れてください（おつりはでません）。両替ができるお金は、1,000円札、500円硬貨、100円硬貨、50円硬貨だけです。

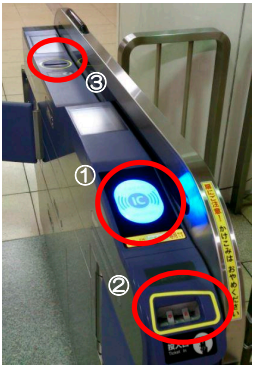
ICカード乗車券を使うときは、⑤の表示のところにタッチしてください。

※ ICカード乗車券に入れたお金が少なくなったときは、バスの中でもお金を入れることができます。バスを運転している人に言ってください（おつりは出ません）。

●地下鉄に乗る●

仙台市の地下鉄は２つの路線（南北線・東西線）があります。

地下鉄の乗り方



仙台の地下鉄は、乗るときも、降りるときも自動改札機を通ります。

icscaなどのICカード乗車券を使うときには、乗るときも降りるときも、①の表示のところにタッチしてください。

１回ごとの乗車券や１日乗車券を使って乗るときは、②のところに乗車券を入れて、③のところから取ってください。降りるときも、②のところに乗車券を入れてください。１回ごとの乗車券は、降りるときには③から出てきませんが、１日乗車券は降りるときにも③から出てくるので取ってください。

●地下鉄の１回ごとの乗車券を買う●



買うことができるところ：地下鉄駅にある券売機で買うことができます。

●icscaを買う●

買うことができるところ：地下鉄駅にある券売機や定期券うりばなどで買うことができます。

●１日乗車券を買う（１日何回も乗り降りすることができる乗車券）●

買うことができるところ：バスの１日乗車券は地下鉄駅にある定期券うりばなどで買うことができます。地下鉄の１日乗車券は地下鉄駅にある券売機で買うことができます。

●定期券（決まったところで何回も乗り降りすることができる乗車券）●

買うことができるところ：地下鉄駅にある定期券うりばなどで買うことができます。

もっと知りたいときは、次のところに連絡してください。

仙台市バス・地下鉄	交通局案内センター	TEL：022-222-2256（日）
	交通局忘れ物センター	TEL：022-223-4812（日）
	交通局ホームページ	https://www.kotsu.city.sendai.jp/
	（日・英・中・韓・ベトナム・ネパール他）	
宮城交通バス	宮城交通 本社	TEL：022-771-5310
	北部方面：富谷営業所	TEL：022-358-9031（忘れ物）
	南部方面：仙台営業所	TEL：022-243-2131（忘れ物）
JR東日本	仙台駅お忘れ物センター	TEL：022-227-0255
	JR East InfoLine（英・中・韓）	TEL：050-2016-1603

●JR線の電車に乗る●

JR の切符は、駅のほか旅行代理店でも買うことができます。

●長距離バスに乗る●

仙台と他の都市の間には、長距離バスが走っています。たとえば、仙台～東京は 5時間30分くらいです。予約が必要です。詳しくは、各バス会社へ問い合わせてください。

●タクシーに乗る●

タクシーのほとんどは、運転手をふくめて 5人乗りです。フロントガラス助手席側のランプが「空車」になっていれば、手をあげて止めることができます。左側後部のドアが自動で開きます。開くまで待ってください。初乗り基本料金は、乗車側の窓に掲示してあるので確認してください。運賃は時間距離併用制です。信号や渋滞などで車が動かなくても、運賃は上がります。夜10時から朝5時までは割増料金となります。

日本語ができない場合は、行き先が書いてあるメモを運転手に渡すとよいでしょう。

＊仙台多文化共生センター　通訳サポート電話（TEL：022-224-1919）＊

●日本で車やバイクを運転する●

日本の運転免許証か国際運転免許証などが必要です。日本の免許証を取るには、２つの方法があります。

・外国免許（日本以外の免許）からの切替えで取る方法
・学科試験、適性試験、技能試験を受けて取る方法。学科試験は 20ヵ国語から選ぶことができます。宮城県運転免許センターのホームページ、または電話で予約してください。

●外国免許（日本以外の免許）から切り替える●

申請手続き（書類審査）の前に、事前調整（事前連絡）が必要です。

運転免許センター　TEL：022-373-3601（内線275）／　平日 15:00-17:00

外国免許からの切替え	条件	・運転免許を取得した国に、取得後３か月以上住んでいたこと ※ パスポートで取得国の交付後の滞在期間を確認しますが、出入国がスタンプなどで確認できない場合は他の証明書などが必要です。（卒業証明書、雇用証明、納税証明など） ・運転免許の有効期限が切れていないこと　・住所が宮城県
	必要なもの	・運転免許申請書（運転免許センターにあります。） ・写真１枚（３×2.4cm、白黒・カラーどちらも可。帽子をかぶっているもの、背景があるもの、歯が見えているものは不可。） ・住民票の写し（区役所でもらいます） ※ 個人番号以外すべての項目が記載されているもの（日本の免許証を持っている人も同様に必要です）住民票について、詳しくは P8 へ ・外国の自動車運転免許証など ・パスポート（古いパスポートがあれば全て） ・日本の運転免許証（持っている人のみ） ・外国の運転免許証を日本語に翻訳したもの（*1）
その他		手続きは、免許証の発給国によって、適性試験（視力検査など）のみの場合と、学科の確認（数か国語で受験可能）と運転技能の確認を行う場合があります。不合格でも受験手数料が必要です。また、日本語による会話ができない方は、通訳者に同行してもらってください。

（*1）国によって、大使館や領事館で日本語に翻訳してもらえます。
また、**JAF**でも有料で翻訳文を作成します。JAFのHPから申請してください。
（TEL：022-783-2826 平日のみ 10:00-17:00）

●自動車やバイクを登録する●

自動車やバイクを所有する場合、登録が必要です。買った店か下記に連絡します。

普通自動車	東北運輸局宮城運輸支局	TEL：050-5540-2011
軽自動車	軽自動車検査協会 宮城主管事務所	TEL：050-3816-1830
排気量126cc以上のバイク	東北運輸局宮城運輸支局	TEL：050-5540-2011
排気量125cc以下のバイク	主たる定置場のある区役所税務会計課・総合支所税務担当課	

●保険に入る●

事故を起こして人にけがをさせると、お金をたくさん請求されることがあります。
自動車やバイクの所有者は、自動車賠償責任保険（通称自賠責保険）に加入しなければなりません。任意保険にも入りましょう。車を買ったり、もらったときは、必ず保険に入っているかどうか確認してください。車を買った店や、保険会社で申し込むことができます。
また、自転車に乗るときも、自転車損害賠償保険に入らなければなりません。自転車の保険には、自転車の店で点検や整備（有料）を受けると入ることができる「TS マーク」などがあります。自転車損害賠償保険は、インターネットやコンビニエンスストアでも入ることができます。その他、自動車保険や火災保険などの「特約」でも入ることができます。

●自転車に乗る●

・自転車を所有したら、防犯登録と点検・整備をしましょう。
・自転車を道路にはとめないでください。駐輪場にとめましょう。駐輪禁止の場所にとめると撤去され、自転車保管所に移動されます。引き取るときに、お金を払わなければいけません。

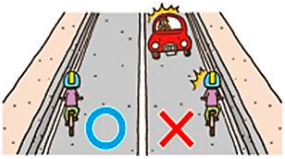
※ **駐輪場マップ**

https://www.city.sendai.jp/jitenshataisaku/kurashi/machi/kotsu/jitensha/churinjo/map.html
（日・英）

●日本の交通規則を守りましょう●

- 自転車を含め車は道路の左側を走りましょう。
- 下の写真の標識・標示がある歩道は、自転車で通行することができます。
- 自転車も含めて、お酒を飲んだら車を運転してはいけません。
- 「仙台市自転車の安全利用に関する条例」で、自転車利用者が守らなければいけないことを定めています。詳しくは、仙台市のホームページを見てください。

https://www.city.sendai.jp/jitensha/foreign.html（日・英・中・韓・ベトナム・ネパール）



お役立ち情報：
「知ってる？ 守ってる？
自転車利用の交通ルールとマナー」
（政府広報オンラインより）



道路標示



道路標識
（普通自転車等および歩行者等専用）

【自転車】

- 歩道を走るときは歩行者（歩いている人）優先で、車道寄りを徐行（いつでも止まれる速さでゆっくり走る）しなければなりません。
- ヘルメットをかぶって頭を守りましょう。
- 暗くなったら、ライトをつけて運転しましょう。





- 携帯電話・スマートフォンの通話や操作、傘や物を持ったり、ハンドルに掛けるなどをして運転をしてはいけません。
- ヘッドホンやイヤホンを使用して運転をしてはいけません。
- ２人乗りや横に並んで運転してはいけません。



※ ３年以内に２回以上警察に摘発された自転車運転者は、講習を受けなければなりません。

※ 自転車の交通違反（交通ルールを守らない）をすると反則金を払わないといけません。

違反となる行為は１１３種類あります。



≪主な違反行為と反則金≫

- 携帯電話の使用（保持）　12,000円
- 信号無視　6,000円
- 通行区分違反（逆走・歩道通行等）　6,000円
- 一時不停止　5,000円



- ヘッドホンの使用（大音量の音楽を聞きながらの運転）　5,000円



- 並んでの走行　3,000円



- ２人乗り　3,000円



【自動車】



・後部座席も含めすべての座席でシートベルトをつけましょう。
・６歳未満のこどもは、チャイルドシートを使用しなければなりません。

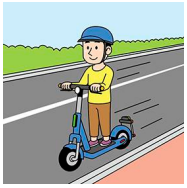
【バイク】



・ヘルメットをかぶらなければなりません。

【電動キックボード等（特定小型電動機付自転車）】

・運転できるのは 16歳以上の方です。
・車道の左端を、時速20km以下で走らなければなりません。
・歩道は原則走行できません。



※ 例外的に、基準を満たす車体のみ時速6km以下であれば走ることができます。

・自賠責保険に必ず入らなければなりません。
・ヘルメットをかぶって頭を守りましょう。

「電動キックボード等の安全利用ガイド」

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/kotsu_joho/kickboard.files/202310_reaflet.pdf
（英・中・ベトナム・韓）

「歩行者と自転車のための日本における交通安全ガイド」

https://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/trafficsafety/traffic_safety_english.pdf（英）
https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/document/06_traffic_safety_cn.pdf（中）
https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/document/07_traffic_safety_kr.pdf（韓）
https://www.npa.go.jp/english/bureau/traffic/document/05_traffic_safety_pt.pdf（ポルトガル）

道路標識



通行止め



車両進入禁止



一時停止



学校、幼稚園、保育所などあり

多言語交通安全DVD

自転車の安全な利用方法や自転車事故を起こしてしまったらどうするかなどを、分かりやすく説明しています。

https://www.youtube.com/watch?v=A_8EITiJitM
（日・英・中・ベトナム・ネパール）

